

介護保険料段階一覧表

所得段階	対象となる方	保険料率	平成27～29年度保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者の方、市町村民税が世帯非課税で高齢福祉年金受給の方、市町村民税が世帯非課税で年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50 (0.45*)	25,500円 (22,950円*)
第2段階	市町村民税が世帯非課税で年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.75	38,250円
第3段階	市町村民税が世帯非課税で年金収入と合計所得金額の合計が120万円超の方	0.75	38,250円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、市町村民税本人非課税で年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	45,900円
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、市町村民税本人非課税で年金収入と合計所得金額の合計が80万円超の方	1.00	51,000円
第6段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	61,200円
第7段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	66,300円
第8段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	76,500円
第9段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が290万円以上の方	1.70	86,700円

※ 第1段階は、公費(国、県、町)による保険料軽減(0.05分)を行うため、保険料率が0.45となります。

問合せ 長寿生きがい課 ☎62-0718

第6期高齢者福祉計画。
介護保険事業計画を
策定しました

高齢者が介護や援助を必要と
なった場合に、できる限り家庭や住
み慣れた地域で自立した生活を送
れるよう、地域、事業者、行政が
一体となって支援できるまちづく
りを基本理念とし、「健康で互い
に支え合う活き活きとしたまちづ

主な取り組み

- **高齢者の生きがいのある生活の確保**
住民主体の通いの場の充実や人と人のつながりを育み専門職を生かした自立支援の推進
- **高齢者に対する生活支援体制の充実**
多様な主体の参画と多様なサービスの充実による効果的・効率的な生活支援の構築
- **地域が一体となった支援の推進**
介護、医療、保健等の関係機関の連携と包括的かつ継続的な支援体制の推進
- **サービス提供体制の確保と質の向上**
- **事業の円滑な運営の維持**

※当該計画は、役場、図書館及びふれあい交流センターまたは町公式ホームページ上で閲覧できます。

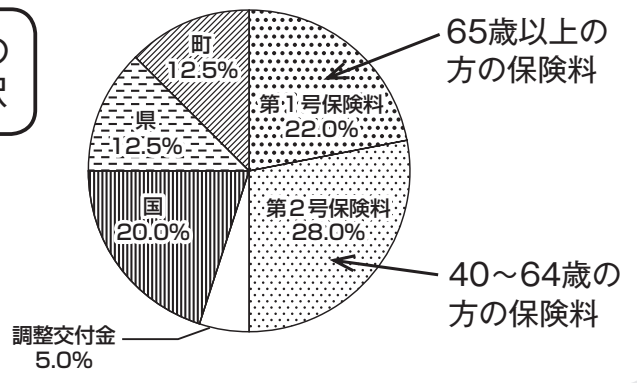
65歳以上の
介護保険料基準額及び
所得段階を改正しました

介護保険の財源は、半分を国・
県・町の公費負担で、残りの半分
を65歳以上の方(第1号被保険
者)と40～64歳の方(第2号被保
険者)が納める保険料で賄われて
おり、保険料は、介護保険の大切
な財源となっております。

町の高齢化率(総人口に占める
65歳以上人口の割合)は、総人口の
減少及び高齢者数の増加に伴い平
成26年4月の27.7%から平成29
年度には30.5%に上昇が見込ま
れるとともに、要介護認定者数及
び保険給付費(介護サービスを提供
する経費)の増加も見込まれま
す。

保険料については、第4期(平
成21年～23年度)、第5期(平成
24年～26年度)と保険料基準額を
据え置いてきました。しかしなが
ら、このような状況を見据えて第
6期(平成27年～29年度)につ
きましては、基準の所得段階(第5
段階)の金額を年額51,000
円とし、第5期から年額3,000
円引き上げさせていただきました。安定
した介護保険財政の運営を図るも
のであります。なお、平成27年の

介護保険の
財源内訳



介護保険法改正により国の標準所
得段階が9段階に改正されたこと
により、町も国の基準どおりと
しました。

活き活きふれあいプラザ
やすらぎ浴室シャワールの
再開について



昨年8月6日より浴室シャワーの
みを暫定的にお使いいただいてお
りましたが、この度、浴室及び給湯器
等を改修し、本年3月25日よりリ
ニューアルさせていただきます。
当該施設をご利用の皆さまには、
工事等で長らくご不便をおかけし
ましたが、今後ともご愛顧いただきま
すようお願いいたします。
なお、浴室浴槽の廃止に伴い、呼
称を「浴室」から「シャワー室」に
変更させていただきますので、よろ
しくお願いします。

問合せ 長寿生きがい課
☎62-0718